

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査 調査結果

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査 調査の概要

医師の働き方改革について、2024年4月からの医師の時間外労働時間の上限規制等の適用開始に向け、都道府県及び医療機関における準備状況を調査するとともに、特に、規制の適用により見込まれる地域医療提供体制への影響について把握し、必要な地域医療を確保しつつ医師の働き方改革を進めるための医療機関等への支援の在り方の検討に活かすことを目的とする。

調査対象

○都道府県

地域内の医療機関の、施行に向けた準備状況を把握する体制（都道府県における医師の充足状況の把握方法や医師確保のための検討の場の設置状況等）と、地域内の各医療機関の対応方針が地域医療提供体制に与える影響をどのように評価しているかを調査する。

○病院

全ての病院を対象に、施行に向けた準備状況（院内の医師の労働時間の把握体制や特例水準の指定取得の意向等）を調査するとともに、特に医師（常勤・非常勤問わず）を派遣することで地域医療を支える役割を担う大学病院等に対して、医師派遣の中止の可能性について調査する。

調査時期

・2022年3月～4月

※必要に応じてフォローアップを行う。

調査方法

- ・都道府県、調査対象病院に書面による調査を行う
- ・厚生労働省にて結果を基に評価・検討を行う

調査事項

○都道府県

- ・地域内の医療機関の施行に向けた準備状況を把握する体制
- ・医療機関に対する支援の体制
- ・管内で想定される医師派遣の中止による地域医療提供体制への影響の有無(診療科・地域ごと)
- ・影響がある場合、生じうる影響の詳細（医療圏、診療領域ごと）

○病院

- ・院内の医師の労働時間の状況
- ・宿日直許可の申請・取得状況
- ・特例水準の指定取得の意向の有無

<特に、医師派遣を行う病院に対して>

- ・医師派遣の中止の意向の有無
- ・医師派遣を中止する場合の診療科
- ・派遣する医師派遣の詳細（人数等）

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査 結果の概要

【都道府県の調査結果(47都道府県)】

- 医師の働き方改革による医療提供体制への影響の把握に関する取組を行っているとは回答した都道府県は6都道府県(13%)で、今後行う予定の都道府県を含めても28都道府県(60%)。
- 40都道府県(85%)において、小児・周産期・救急医療提供体制への医師の働き方改革の影響が把握できていなかった。

【病院の調査結果(3,613病院。うち大学病院の本院82病院)】 ※全8,193病院の44%、大学病院の本院(防衛医大を含む)については100%

- 3,613病院のうち、副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間を概ね把握していると回答した病院は1,399病院(39%)。大学病院の本院82病院のうちでは20病院(24%)。

○結論

- 現時点で時間外・休日労働時間を把握できている病院が4割程度のため、今回の調査では病院の準備状況等、総合的な評価は困難。
- 医師派遣に関する問では、回答する病院によって「派遣」の解釈にばらつきがあるなどの課題があった。
→今後、各病院における準備が進んでいくのにあわせ、改めて調査を実施し、病院の準備状況等への影響を把握する。
その際は、質問の趣旨を明確化する等、調査設計についても見直しを行う。

(参考)

【副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間を概ね把握していると回答した病院(1,399病院。うち大学病院の本院20病院)】

- 2024年4月以降に時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる見込みと回答した病院は14病院(1%)。そのうち大学病院の本院は1病院(5%)。

【調査に回答があった病院(3,619病院。うち大学病院の本院82病院)】

- 時間外960時間超の病院(529病院。うち大学病院の本院69病院)のうち、宿日直許可を得ている病院は168病院(32%)。そのうち大学病院の本院は46病院(67%)。宿日直許可を申請予定だが申請していない病院は234病院(44%)で、そのうち大学病院の本院は12病院(17%)。

【時間外960時間超の大学病院の本院(69病院)及び地域医療支援病院(197病院)】 ※どちらにも該当する病院は大学病院の本院で集計

- 医師派遣を行っている病院は大学病院の本院では69病院のうち68病院(99%)、地域医療支援病院では212病院のうち110病院(52%)。
- 常勤医師派遣の中止・削減の予定がある病院は、大学病院の本院では42病院のうち4病院(10%)、地域医療支援病院では36病院のうち2病院(6%)。
- 非常勤医師派遣の中止・削減の予定がある病院は、大学病院の本院では50病院のうち2病院(4%)、地域医療支援病院では72病院のうち7病院(10%)。
- 医師派遣の中止・削減理由は、「医師の働き方改革への対応」が大学病院の本院で6件、地域医療支援病院で3件とそれぞれ最多。

都道府県の調査結果

- ・ 医師の働き方改革による医療提供体制への影響の把握に関する取組を行っているとは回答した都道府県は6都道府県(13%)で、今後行う予定の都道府県を含めても28都道府県(60%)。
- ・ 40都道府県(85%)において、小児・周産期・救急医療提供体制への医師の働き方改革の影響が把握できていなかった。

○医師派遣中止による医療提供体制への影響の把握に関する取組

行っている	6
行っていない	19
今後行う予定	22

(回答数：47)

○周産期・小児・救急医療提供体制への影響

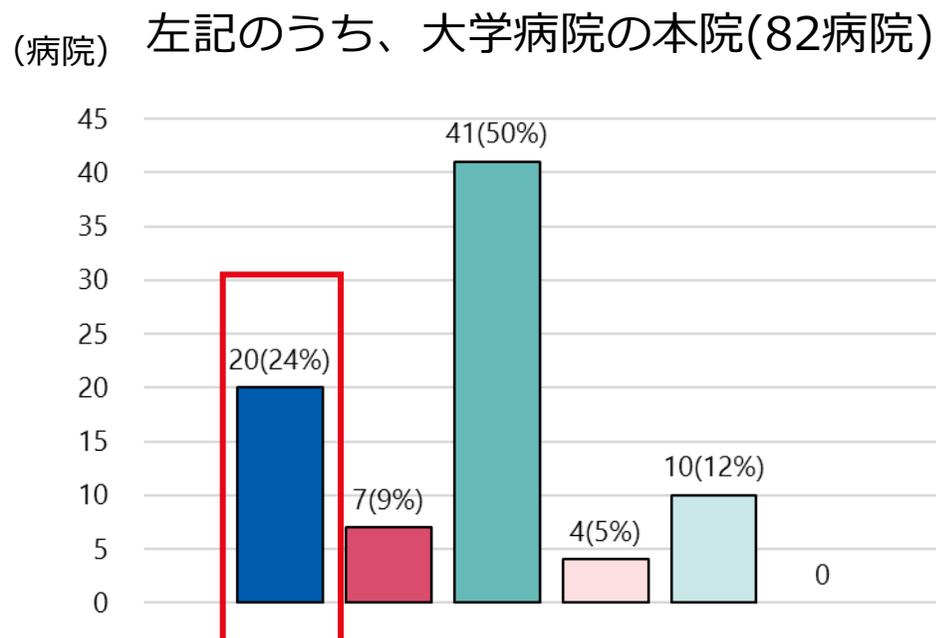
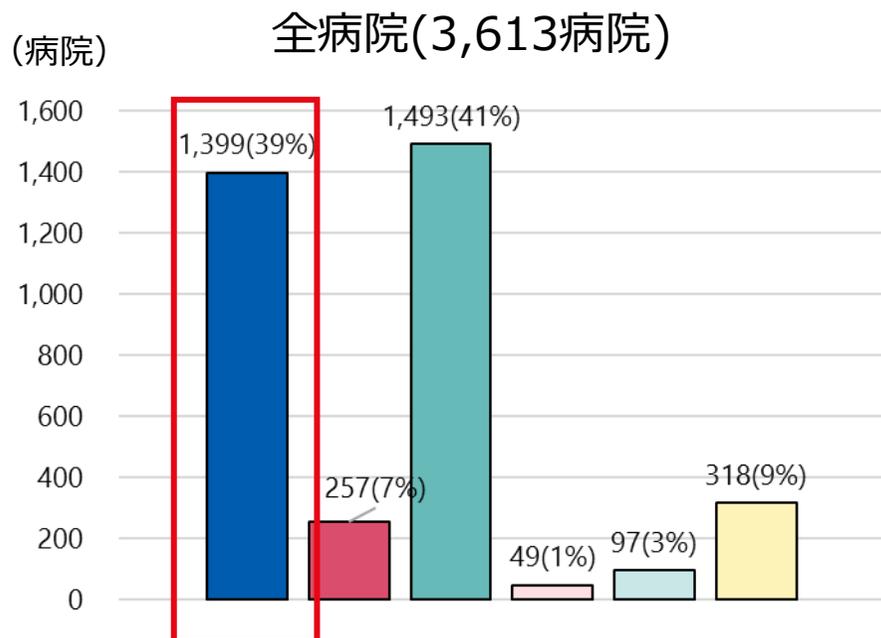
	周産期医療			小児医療			救急医療	
	産科外来	分娩	ハイリスク 分娩	外来	入院	小児救急	2次救急	3次救急
1.医療提供が不可能となる	2	2	2	0	0	0	0	0
2.医療提供体制の大幅な縮小等の影響がある	0	0	0	2	2	2	2	2
3.医療提供体制の縮小等の影響がある	4	6	5	1	1	2	3	1
4.医療提供体制の若干の縮小等の影響がある	1	1	1	3	4	4	2	4
5.医療提供体制に影響はない	1	0	2	1	0	0	1	3
6.把握していない(調査中・未回答含む)	39	38	37	40	40	39	39	37

(回答数：47)

※調査は医療圏単位で行ったが、便宜上都道府県単位にまとめて集計した

時間外・休日労働時間の把握状況

- 回答のあった3,613病院のうち、副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間を概ね把握していると回答した病院は1,399病院(39%)。
- 大学病院の本院82病院のうちでは20病院(24%)。
 ※自院での労働時間に限れば概ね把握していると回答した病院は全3,619病院のうち1,493病院(41%)、大学病院の本院82病院のうち41病院(50%)



- 1. 副業・兼業先も含めて概ね把握している
- 2. 副業・兼業先も含めて半数以上の医師について把握している
- 3. 自院での労働時間に限れば概ね把握している
- 4. 自院での労働時間に限れば半数以上の医師について把握している
- 5. 半数未満の医師についてしか把握していない
- 6. 副業・兼業を行う医師がいない

令和4年3月-4月に行った「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」では、大学病院の本院及び防衛医科大学校病院のうち、副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間は、82病院中20病院(24%)において把握できているとの結果だった。

令和6年4月の施行を踏まえると、特に大きな影響が想定される大学病院等においては、令和4年夏には時間外・休日労働時間の把握を終え、医師労働時間短縮計画の策定を本格化させることが必要であることから、他の病院とは別に改めて調査を行ったところ。その概要は以下のとおりである。

調査対象

- 大学病院の本院及び防衛医科大学校病院(82病院)
各病院について、診療科ごとに調査を行った。調査対象の診療科は2,803科。

調査時期

- 令和4年5月25日～7月8日

調査方法

- 各診療科において調査票を記載して回答

調査事項

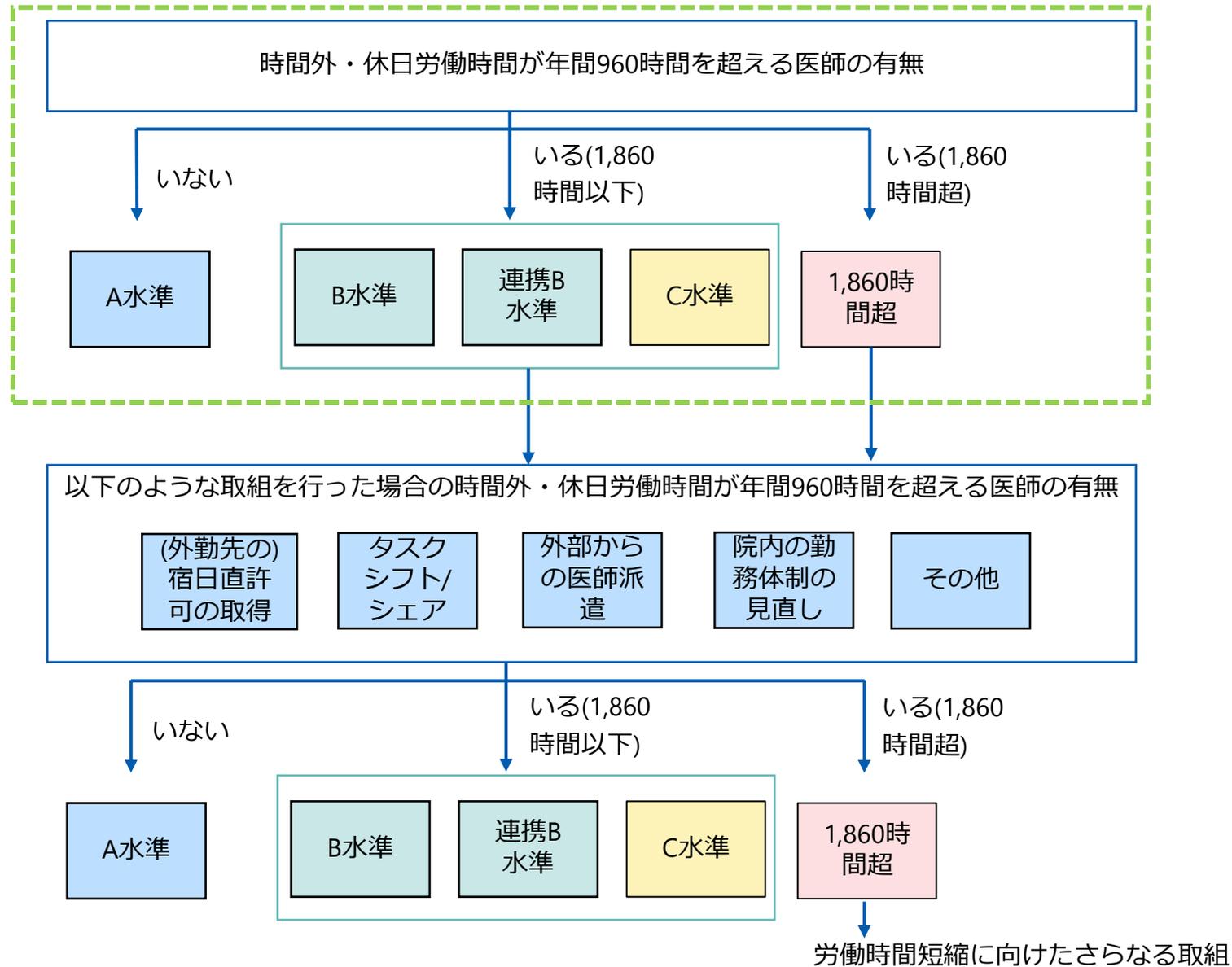
- 診療科の所属医師数
- 自院での時間外・休日労働時間数の把握の有無
- 副業・兼業先での時間外・休日労働時間数の把握の有無
- 副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数

結果の概要

- 回答率
病院：100%(82/82病院)
診療科：100%(2,803/2,803診療科)
- 大学病院の本院等の所属医師数(臨床研修医除く)
43,718人
- 時間外・休日労働時間数の把握状況(診療科単位)
自院の勤務実績 100%(2,803/2,803診療科)
副業・兼業先の勤務予定 100%(2,803/2,803診療科)
副業・兼業先の勤務実績 90%(2,522/2,803診療科)
※勤務実績は、副業・兼業先で実際に勤務した時間。副業・兼業先で発生した超過勤務等の時間について把握できていない診療科が一部あった。
- 副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数
1,034人(2.4%)

医師の働き方改革の施行に向けた大学病院調査の全体像

今回調査の範囲



(参考) 診療科別の集計

時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数が多い診療科は上から順に外科、内科、産婦人科
その割合が多い診療科は上から順に産婦人科、脳神経外科、外科だった。

診療科 (集計の便宜上、厚生労働省において 19診療科及びその他に分類した)	所属 医師数	時間外・休日労働時間1,860時間超の医師数	時間外・休日労働時間1,860時間超の医師の割合
1 内科	12,340	220	1.8%
2 小児科	2,508	70	2.8%
3 皮膚科	1,602	4	0.2%
4 精神科	1,534	12	0.8%
5 外科	4,883	248	5.1%
6 整形外科	2,257	48	2.1%
7 産婦人科	2,128	150	7.0%
8 眼科	1,791	11	0.6%
9 耳鼻咽喉科	1,476	18	1.2%
10 泌尿器科	1,306	21	1.6%
11 脳神経外科	1,321	76	5.8%
12 放射線科	2,075	6	0.3%
13 麻酔科	2,408	41	1.7%
14 病理	635	7	1.1%
15 臨床検査	184	0	0.0%
16 救急科	1,400	43	3.1%
17 形成外科	848	14	1.7%
18 リハビリテーション科	375	2	0.5%
19 総合診療	515	11	2.1%
20 その他	2,132	32	1.5%
合計	43,718	1,034	2.4%

第2回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（令和4年7月～8月）

第1回調査（令和4年3月～）の時点では、各医療機関の準備状況や地域医療提供体制への影響等、総合的な評価が困難であったことから、改めて大学病院の本院と都道府県に対して、医師の時間外・休日労働時間の把握状況、調査時点における時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数を把握するための調査（第2回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

- 大学病院の本院：81病院
- 都道府県：地域医療提供体制維持に必要な医療機関

調査時期

令和4年7月11日～令和4年8月19日

調査方法

- 大学病院本院の各診療科に調査票を配布し、回答を集計
- 各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- 大学病院の本院
 - ・ 自院での時間外・休日労働時間数の把握の有無
 - ・ 副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数の把握の有無
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数
- 都道府県
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数

結果の概要

- 大学病院の本院
 - ・ 回答数
大学病院の本院：81病院※1
診療科：2,455診療科
 - ※1 令和4年5～7月に実施した「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」（大学病院追加調査）により既回答（副業・兼業先を含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数がゼロ）と回答した4大学を含む。
 - ・ 時間外・休日労働時間数の把握状況(診療科単位)

自院の勤務実績	100%	(2,455/2,455診療科)
副業・兼業先の勤務予定	100%	(2,455/2,455診療科)
副業・兼業先の勤務実績※2	93%	(2,280/2,455診療科)

 - ※2 勤務実績は、副業・兼業先で実際に勤務した時間
- 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数及び病院数：
1,095人・56病院
- 都道府県
 - ・ 回答数
都道府県：45都道府県
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数及び医療機関数：
993人(病院：886人、有床診療所：107人)
303医療機関(病院：216/4,257、有床診療所：87/1,427)

第3回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（令和4年8月～9月）

第2回調査の結果を踏まえつつ、今後、各医療機関において医師に対する労働時間短縮の取組を実施した場合であっても、令和6年4月時点で時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数と、それに伴う地域医療提供体制への影響等を把握するための調査（第3回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

- 大学病院の本院：56病院
第2回調査において、時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当を超える医師がいると回答した病院
- 都道府県
 - ① 第2回調査において、時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当を超える医師がいると回答した医療機関
 - ② 地域医療提供体制維持に必須となる医療機関

調査時期

令和4年8月22日～令和4年9月16日

調査方法

- 大学病院本院に調査票を配布し、回答を集計
- 各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- 大学病院の本院
令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
- 都道府県
 - ① 令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
 - ② 令和6年4月時点で医師の引き揚げにより診療機能への支障を来すことが見込まれる医療機関数

結果の概要

- 大学病院の本院
 - 回答数
大学病院の本院：56病院
 - 労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数：
69人（8病院）
- 都道府県
 - 回答数
都道府県：① 47 都道府県、② 46 都道府県
 - ① 労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超見込みの医師数：
237人（病院：204人、有床診療所：33人）
 - ② 医師の引き揚げによる診療機能への支障が見込まれる医療機関数：
43 医療機関

第4回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査 (令和5年6月～7月)

第18回 医師の働き方改革の推進に関する検討会

令和5年10月12日

資料3

第3回の調査項目を踏襲し、調査時点と令和6年4月時点における、副業・兼業先も含めた年通算時間外・休日労働時間が1,860時間超見込みとなる医師数が、医師の労働時間短縮の取組や宿日直許可の取得によって着実に減少していることを明らかとするとともに、医師の引き揚げ予定について、大学病院本院を除く地域医療提供体制維持に必須となる医療機関を対象に調査（第4回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

地域医療提供体制維持に必須となる医療機関（大学病院本院を除く病院・有床診療所）

調査時期

令和5年6月19日～令和5年7月7日

調査方法

各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- ① 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数
- ② 令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
- ③ 令和6年4月時点で医師の引き揚げにより診療機能への支障を来すことが見込まれる医療機関数

結果の概要

- 回答数
都道府県：①及び② 47 都道府県、③ 46 都道府県
- ①調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数：
516 人（病院：515人、有床診療所：1人）
- ②宿日直許可の取得や医師の労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超見込みの医師数：
83 人（病院：83人、有床診療所：0人）
- ③医師の引き揚げによる診療機能への支障が見込まれる医療機関数
30 医療機関

第5回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査

令和6年4月時点における、副業・兼業先も含めた年通算時間外・休日労働時間が1,860時間超見込みとなる医師数が、医師の労働時間短縮等の取組によって着実に減少していることを明らかとするとともに、医師の引き揚げ予定等、医師の働き方改革の施行に伴う診療体制の縮小や地域医療提供体制への影響について、大学病院本院を除く全ての病院及び分娩を取り扱う産科有床診療所を対象に調査（第5回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

全ての病院（大学病院本院を除く）及び分娩を取り扱う産科の有床診療所（院長のみが診療を行う診療所を除く）

調査時期

令和5年10月30日～令和5年11月30日

令和6年1月及び3月にフォローアップを行い、データを更新

調査方法

各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- ① 医師の働き方改革の施行に伴う診療体制の縮小見込みの有無
- ② 自院の診療体制の縮小による地域医療提供体制への影響の有無（①で縮小見込み有りとは回答した医療機関のみ回答）
- ③ 令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
- ④ 大学・他医療機関から派遣されている医師の、働き方改革に関連した引き揚げの予定があり、令和6年4月以降、診療体制の縮小または地域医療提供体制への影響が見込まれる医療機関数

結果の概要

（令和6年3月13日時点）

回答数

都道府県：①②④ 46 都道府県 ③ 47 都道府県
医療機関数：①②④ 7,326 医療機関 ③ 7,918 医療機関

結果

- ① 医師の働き方改革の施行に伴う診療体制の縮小見込みの有無
見込み有り：457 医療機関 見込み無し：6,869 医療機関
- ② 自院の診療体制の縮小による地域医療提供体制への影響の有無（①で縮小見込み有りとは回答した457医療機関の内訳）
 - ・ 影響あり：132 医療機関
 - ・ 影響なし：77 医療機関
 - ・ 不明：248 医療機関
- ③ 宿日直許可の取得や医師の労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当超見込みの医師数
1人（病院：1人、産科有床診療所：0人）
- ④ 医師の引き揚げによる診療体制への縮小が見込まれる医療機関数
49 医療機関
（うち、21医療機関は自院の診療体制の縮小により地域医療提供体制への影響もありと回答）